

## 役員報酬等規程

(2017年4月)

### (総則)

第一条 この規程は、社会福祉法人楽晴会の役員(理事及び監事)の報酬等について定める。

### (役員)

第二条 この規程で役員とは、社会福祉法人楽晴会定款の定めにより選任された理事及び監事をいう。

- 2 役員は常勤役員と非常勤役員とする。
- 3 常勤役員は、理事長・常務理事・業務執行理事とする。
- 4 非常勤役員は、社外理事・非常勤理事・非常勤監事とする。

### (報酬の支払い)

第三条 役員報酬は、全額通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令に基づき控除すべきものがある場合は、その全額を控除して支払う。

### (役員報酬の年の総額)

第四条 常勤の役員報酬(理事長・常務・業務執行役員)の年総額、非常勤役員の年総額は、前年度の経営活動を勘案し、役員会で支給すべき総額を提案し、評議員会で決する

- 2 前期総額については、それぞれ公表する。

### (個々の役員報酬額)

第五条 前条による年総額のうち、当該年度の理事長の報酬並びに、他の個々の常勤理事に支給される金額は、理事長が提案し、評議員会で決する。

- 2 外部理事の報酬は、役員会がその内訳を提案し、評議員会で決する。
- 3 常勤の各報酬額は、次の金額を上限とし交付する。

理事長 月額ベース 167万円未満

常務理事 月額ベース 100万円未満

常勤理事 月額ベース 75万円未満

- 4 役員責任において、特段の経営危機に瀕すると認められる場合は、理事長によ

り個々の常勤理事の報酬額が提案され、評議員会で決する。

5 役員個人の車両を、常時業務に使用する場合は、その交通費は法人の指定するカード決済とし、この車両を私的に使用する場合は、書面により都度精算しなければならない。(自動車保険へ加盟すること)

(1)これによらない場合は、職員旅費規程に準ずて、実費で精算する。

6 役員に楽晴会の信用・名誉を失墜するような行為がある場合は、理事長又は常務理事により、該当する役員の報酬を減額・支給停止が提案され、評議員会に諮る。

#### (社外理事の報酬)

第六条 社外理事の報酬は以下によるものとする。

2 常勤理事報酬年額の半額から三分の一内の額で、年間活動の結果を勘案し、理事会が提案し、評議員会に諮る。

3 この役員活動に関する交通費・宿泊費等は、職員旅費規程に準ずるとともに、実費を支給する。

#### (非常勤役員)

第七条 非常勤役員の報酬は、以下によるものとする。

2 活動に必要な交通費、宿泊費等は別途実費を支給する。

3 定時役員会(概ね6月、10月、2月) 職務執行状況報告 理事5万円

4 臨時役員会(必要の都度) 理事3万円

5 非常勤監事 定例役員会時報告 監事5万円

6 非常勤監事 監査報告 監事5万円

5 研究発表会等公式行事への招待 理事・監事

\*市内から 1万円

\*市外から 1万円 + 旅費実費)

#### (報酬の支払日)

第八条 常勤役員、社外役員並びに非常勤役員の報酬は、毎月末日に締めて翌月15日にその月の役員報酬を支払う。

#### (退職金の支給)

第九条 役員退職金は別に定める。

#### (規程の改定)

第十条 この規程は理事会、及び評議員会の承認により、随時改訂することができる。

(施行日)

第十一条 この規程は平成13年1月12日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

平成13年 1月12日施行

平成16年10月21日改定

平成21年 1月17日改定

平成26年 8月25日改定

平成28年 3月 9日改定

平成28年12月 2日改定

平成29年 4月 1日改定

評議員報酬支払規程

評議員の報酬については下記の基準に基づいて支給する。

1	定時評議員会	200,000 円
2	臨時評議員会	50,000 円
3	交通費	実費相当額

この評議員報酬支払基準は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

役員退職慰労金規程

(総 則)

第1条 当会の理事・監事(以下役員という)が退職したとき、または業務内容が大きく変更し日常業務に関与しなくなったときは、評議員会の議決を経て退職慰労金を支給することができる。

(目 的)

第2条 この規程は、役員が退職または法人税法上の基本通達による分掌変更等の場合に、一時金及び分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功勞に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与することを目的とする。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、全役員に適用する。ただし次に該当する場合は、役員退職慰労金を減額又は支給しないことがある。

- (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理をしようとせず、法人業務の運用に支障をきたすような場合
- (2) 退職にあたり、法人の信用を傷つけるような場合
- (3) 在任中の知り得た法人の機密を、漏らすことによって、法人に機密の逸失や損害を与えたと認定された場合、またはその恐れがあると認められた場合
- (4) 在任中に不都合な行為があり、役員を解任された場合
- (5) 本規程の経過措置で、役員であるにも関わらず職員としての退職共済金(保険福祉機構・青森県退職共済金)の規程により、役員としての退職金を兼ねていると認定されるに足る期間として認められる金額がある場合。

(算定規準)

第4条 退職金の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。

- (1) 在任時最高報酬月額
- (2) 役員在任年数
- (3) 退任時職責別功績倍率

2 ただし算定額に万円単位の端数がある場合は、万円以下は切り捨てる。

#### 退任時職責別功績倍率

退任時職責	倍率	退任時職務	倍率
会長	3倍	監査役	1倍
理事長	3倍		
専務理事	2倍		
常務理事	2倍		
常勤理事	1.5倍		

3 非常勤役員については、以下の範囲で支給することができる。

- (1) 在任 10 年以上 30 万円
- (2) 在任 10 年未満 15 万円

#### (在任期間)

第 5 条 役員の在任期間は 1 年を単位とし、月の端数は月割とする。ただし 1 ヶ月未満は 10 日を持って切り上げ、それ以下は切り捨てる。

2 役員がその任期中に死亡し、またはやむをえない理由により退職したときは、任期中の残任期間を在任期間に加算することができる。

#### (功績加算)

第 6 条 在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第 4 条により算定される退職金額に、その 30%を越えない額を限度として、加算することがある。

#### (弔慰金)

第 7 条 任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給することができる。

- (1) 業務上の死亡 死亡時の報酬月額 of 36 ヶ月分以内
- (2) 業務外の死亡 死亡時の報酬月額 of 6 ヶ月分以内

#### (支給時期)

第 8 条 退職慰労金・弔慰金の支給時期は、原則として理事会の推薦により、評議員会で決議されてから 6 ヶ月以内とする。

#### (死亡役員に対する死亡退職金等)

第 9 条 在任中、退任後に死亡した役員に対する死亡退職金、弔慰金は遺族に支給する。

- 2 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母までとし、特段の事情がある場合は、上記と同等とみなした遺族も含まれる。

(相談役・顧問)

第 10 条 この規程は、退職した役員を相談役または顧問等の名義をもって任用し、相当額の報酬を支給することを妨げるものではない。

(生命保険契約の締結)

第 11 条 法人は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、保険会社との間で、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。

- 2 役員が退職したときは退職慰労金・弔慰金の全部又は一部として、この契約上の名義を退職役員に変更の上、保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評価額は解約返戻金相当額とする。

- 3 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

(使用人兼務役員の取り扱い)

第 12 条 この規程により支給する退職慰労金のなかには、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。

(規程の改正)

第 13 条 この規程は、改定権を有する理事会の決議をもって随時改正することができ、改正案は評議員会にて承認を受けなければならない。

(その他)

第 14 条 本規程に定めのない事項については、理事会で協議決定する。

(付 則)

この規程は、平成 28 年 3 月 9 日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。